

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（規則 4—11）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び管理職員特別勤務手当」を「、管理職員特別勤務手当及び子女教育手当」に、「配偶者手当が」を「同行子女手当が」に、「、配偶者」を「、同行子女」に、「、期末手当」を「、住居手当、期末手当」に、「住居手当及び配偶者手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当」に改め、同条第 4 項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、「為替相場」の次に「（当該前日に外国為替市場が開かれていないときは、その直前の外国為替市場が開かれる日の為替相場）」を加え、同条第 8 項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。